

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
11月22日
(火曜日)

目 次

○規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康増進課）……………一
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康増進課）……………二
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（業務課）……………二
○告示
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………三
○公告
公共測量の実施（監理課）……………三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年山口



県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額)を」についての当該入院患者が入院した日の属する年度(入院した日が四月から六月までに属する場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額(以下単に「市町村民税の所得割の額」という。)に改める。

別表中「所得税額の合計額」を

「市町村民税の所得割の額の合算額」に改め、同表の

「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改め、同表の備考1を次のように改める。

この表における「市町村民税の所得割の額の合算額」とは、入院患者等について当該入院患者が入院した日の属する年度(入院した日が4月から6月までに属する場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。

別表の備考中4を「(1)の次に次のように加える。」

2 市町村民税の所得割の額を算定する場合には、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族(6歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)又は同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に定める額(扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

(2) 入院患者等が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該入院患者等を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

別記第12号様式の添付書類(2)「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額)」を「についての当該入院患者が入院した日の属する年度(入院した日が4月から6月までに属する場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十二日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第四十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号を次のように改める。

- 一 納入義務者についての当該措置入院者等が入院した日の属する年度（入院した日が四月から六月までに属する場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（以下単に「市町村民税の所得割の額」といふ。）を証する書類

別表中「所得税額の合計額」を

市町村民税の所得割の額の合算額とす。

「1,470,000円」を「564,000円」とし、「1,470,001円」を「564,001円」と改め、同表の備考一を次のように改める。

この表における「市町村民税の所得割の額の合算額」とは、納入義務者について当該措置入院者等が入院した日の属する年度（入院した日が4月から6月までに属する場合にあつては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。

別表の備考中4を次のように改める。

2 市町村民税の所得割の額を算定する場合においては、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族（6歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限るもの

る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

- (2) 納入義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該納入義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

別記第六号様式中

氏名	氏名	個人番号
記偶者以外の扶養義務者	記偶者以外の扶養義務者	

「前年分の所得税額」を「市町村民税の所得税の額」と改め、同様式の添付書類一中「前年分の所得税額」を「前年分の所得税額」と改め、同様式の注を次のように改める。

- 注 / 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
- 2 「市町村民税の所得割の額」欄は、措置入院者等の入院した日が4月から6月までに属する場合には、前年度分の市町村民税の所得割の額を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十二日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第四十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十四号）の一部を次

のように改正する。

第四条第三項第一号を次のように改める。

一 納入義務者についての当該措置入院者が入院した日の属する年度（入院した日が四月から六月までに属する場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（以下単に「市町村民税の所得割の額」といふ。）を証する書類

別表中

所得税額の合計額

市町村民税の所得割の額の合算額

「1,470,000円」を「564,000円」と、「1,470,001円」を「564,001円」に改め、同表の備考1を次のように改める。

この表における「市町村民税の所得割の額の合算額」とは、納入義務者について当該措置入院者が入院した日の属する年度（入院した日が4月から6月までに属する場合にあつては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。

別表の備考中「450000円」「650000円」「1000000円」の次に次のように加える。

2 市町村民税の所得割の額を算定する場合においては、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族（6歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に定める額（扶養親族に係るもの又は特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

(2) 納入義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該納入義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第六号様式中

前年度の所得税額

を

市町村民税の所得割の額

に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

／ 納入義務者についての市町村民税の所得割の額を証する書類

別記第六号様式の注を次のように改める。

注 「市町村民税の所得割の額」欄は、措置入院者の入院した日が4月から6月までに属する場合には、前年度分の市町村民税の所得割の額を記入すること。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百五十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十二日

山口県知事 村岡 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「大気環境監視システム」を「ネットワークパソコン 大気環境監視システム」に改める。



（一九六）公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、光市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年十一月二十二日

山口県知事 村岡 政

一 作業の種類

公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）

令和四年十一月二十二日印刷

発行人

山口県知事

二 作業の地域
光市
三 作業の期間
令和四年七月四日から令和五年三月三十一日まで